

令和5年度

第1回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和5年4月18日(火)午後2時から午後4時

2 開催場所 ペガサート6階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員(16人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子 7番 大塚 師輝

8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代 13番 塚本 剛弘

15番 深井 曉美 16番 堀場 正明 17番 美尾 明

18番 望月 均 19番 森田 早苗

4 欠席委員 4番 海野 光祥、10番 小村 寿文、11番 佐藤 操

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認について(5条)

議案第5号 非農地証明申請について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

報告第1号 令和4年度静岡市農業委員会事業報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定の規定による届出の取消について

報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第6号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告第7号 令和5年度静岡市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 雅弘、次長 遠藤 能久、次長補佐兼農政係長 長谷川 雅彦、
副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主査 福地 雅俊、
主事 大槻 すずか、農地係長 丸山 美咲、主査 大塚 透、主査 徳田 英臣、
主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議 長 　　ただ今から令和5年度第1回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、
4番 海野 光祥委員、10番 小村 寿文委員、11番 佐藤 操委員から欠席の旨、通
告がありましたのでご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総
会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

5番 遠藤 公夫委員、6番 大石 泰子委員にお願いいたします。次に委員の皆様
にお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。ま
た、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初
に議案第1号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第1号朗読】**

申請は2ページから4ページに記載のとおり15件でございます。

議 長 　　それでは、地区審査会を行いました各班から担当職員の内容説明と、班長の審査
結果の説明をお願いします。

事 務 局 　　1班です。整理番号1番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田
で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は隣地を耕作して
おり、経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びま
した。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑
で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は自分の持ち分を、
今後耕作をしていく息子に贈与したく申請に及びました。整理番号3番、4番は関
連しますので、まとめて説明させていただきます。両案件とも、清水区の案件です。
現況は普通畑で交換による所有権移転の申請です。当該農地は、所有者間で交換す
ることで、お互いの農地が四角形となり、耕作しやすくなるため今回の申請に及び
ました。整理番号5番、6番、7番についても関連案件となりますので、まとめて
説明させていただきます。清水区の案件です。現況は普通畑で賃借権設定の申請で

す。申請者は主に野菜類を栽培している一般法人です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。譲受人は1月総会でも申請を行った法人です。前回同様、本申請についてもすぐに中間管理事業を通しての賃借に切り替える予定となっています。

18番 以上、職員から説明がありました7件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号8番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接農地で、申請地を含め一体的に耕作するため、売買により所有権移転を行うものです。整理番号10番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。

17番 以上、職員から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号11番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は隣接農地を耕作しており、経営規模を拡大したく、譲渡人は要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号12番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑、田です。贈与による所有権移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を親族に贈与するものです。農家創設ではありますが、申請者は贈与者の農業を45年間手伝っており、そのまま引き次いで耕作をする予定です。農園でお茶の研修経験もあり、営農計画書も提出されております。

事務局 整理番号13番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は近隣の農地を耕作しており、経営規模を拡大したく、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。整理番号14番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は住所が県外となっていますが、申請地近くに家があり、年間の半分以上を静岡市で生活し耕作をしており、経営規模を拡大したく、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。整理

番号15番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は申請地が自宅裏にあり、近隣を耕作しており、経営規模を拡大したく、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。

16番 以上、職員から説明がありました5件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第2号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、現在の実家を息子夫婦に贈与したため、農家住宅の建築を計画し申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。

17番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、農家住宅の申請です。申請事由ですが、現在の居宅が古くなり、接道も狭く、長年不便な思いをしており、自分の土地に自己用住宅を建てたいと考え申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われれます。

16番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙

手をお願いします。

7番 2番についてですが、こちらは市街化区域ですか？
事務局 市街化調整区域になります。

7番 その場合、議案資料にある「市街地にある農地」という表現はどういった意味になりますか？

事務局 そちらは都市計画法での市街化区域とは、異なる意味で使用していますが、わかりづらい部分があると思いますので、今後文言を修正したいと思います。

議長 他に発言もないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第3号朗読】**

申請は8ページ、9ページに記載のとおり7件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号6番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員 退席)

議長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号6番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請人は、葵区で運送業を営む法人です。現在、葵区にある支店の敷地が、都市計画事業の道路拡幅敷地として計画されており、手狭となるため、移転先を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題なく転用面積も適当と思われます。

16番 以上、職員から説明のありました、整理番号6番につきましては、地区審査会にて現地調査を行いましたので説明させていただきます。

はじめに、事業内容について確認しました。申請人は県内に支店があり、建設資材、水道管などの運送、保管等を扱う法人となります。受注の増加に伴い資材置場、駐車場が手狭となったため、申請に及んだものとなります。許可後は8台の大型車

両、水道管の置き場で使用し、アスファルト舗装し、周囲は1.2mのフェンスを設置し、排水は敷地内に側溝を作り、南側水路に流す予定です。車両の出入りは8時から17時であり、多少前後した時間での出入りについても、周囲の所有者、地元住民へ事前説明を行い、了承を得ているとのこと。以上のことから、整理番号6番については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第3号の整理番号6番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第3号の整理番号6番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員 着席)

議 長 それでは、議案第3号の整理番号6番以外について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号1番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、売買による所有権移転の申請です。申請人は病院経営を行っている法人です。申請事由ですが、慢性的に駐車場が不足しているため、申請地に職員用の駐車場を増設したいと考え、所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性も検討され、隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。本申請は農地から採草放牧地への転用申請です。採草放牧地とは農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものです。農地から採草放牧地への転用は農地法第5条の許可申請となりますが、許可の判断は農地法第3条に基づいて行われます。今回の申請事由ですが、申請人は長年北海道の牧場で働き、ヤギの養畜を行っていました。今回、農地を採草放牧地へ転用し、ヤギを放牧し、牧場を開設したいと考え、空き家情報バンクを利用し、北海道より移住をしました。転用計画としては、年内に親ヤギ3頭、子ヤギ8頭を購入し放牧予定です。認定新規就農者についても現在手続き中です。農地区分は、第2種農地と農用地区域内農地です。放牧地の周りには電気柵を設置し、排水等に

についても特に問題ないと思われます。

1 8 番 以上職員から説明のありました、整理番号 1 番につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。整理番号 2 番につきましては、地区審査会にて現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので報告します。

まずは申請人について確認しました。申請人は 2009 年から県外の農場で働き、チーズ製造に携わってきました。2017 年からはヤギの飼育も開始され、翌年からは製造責任者として働いていました。今回独立し、自分のヤギ牧場を持ちたいと考え申請に及んだそうです。許可後の営農計画としては、年内中に自宅付近のエリアに電気柵を設置し、ヤギ 3 頭を購入予定です。また、今年のうちには 11 頭まで増やす予定です。当初は取れるミルクも少量となるため、可能な範囲でチーズ生産を行い、商談の際のサンプルなどとして使い、だんだんと生産量を増やしていき、6、7 年後くらいから採算が取れるよう目指す計画となっています。現在、まだ生産開始となっていないため、出荷先は確定していませんが、出荷希望の地元企業などに、年内には提案をできるよう準備を整えているとのことでした。地元説明会も移住前に実施し、生活用水の不足等を心配する意見もあったそうですが、新しく貯水タンクを設置するなどの対応を実施し、理解を得ているとのことです。以上のことから、整理番号 2 番についても、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2 班です。整理番号 3 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は駿河区で造園土木工事業を営んでいる法人であります。取扱いの樹木の増加に伴い、植木の保管場所を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第 2 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号 4 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、申請人が所有しているアパートに駐車場スペースが無く、隣接の所有者に相談したところ話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

1 7 番 以上、職員から説明がありました 2 件につきましては、2 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号5番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、申請者は県外で建設業を営んでいる法人です。昨年度の総会で申請のあったトンネル工事に付随する申請です。トンネル工事で発生した残土処分場を探していたところ、所有者と話がまとまり、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。転用期間は16ヶ月です。盛土の量は6,400 m³、高さは最大2mとなります。本件は市の公共事業となり盛土条例の申請対象外であることは確認済みです。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請人は、土木工事業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人が事業拡大により露天資材置場、露天駐車場を探していたところ所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第1種農地、不許可の例外の既存施設の拡張と判断されます。これは、申請地が既存の施設の2分の1以下であるため、転用が可能となるものです。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

16番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 2番について教えてもらいたいのですが、営農計画では、最終的にどのくらいの所得を上げる計画になっていますか？

事務局 営農計画書は5年目までの計画を記載していただいております、5年目で832万円の売上を見込んでおります。

7番 その売上はすべて二次製品によるものですか？

事務局 ほとんどがチーズの販売による売上を予定しているため、二次製品になりますが、肉の売上も計画の中に少額ですが入っています。

7番 県や農協からのバックアップ体制はどうなっていますか？

事務局 申請者は認定新規就農者の手続きも進めていることもあり、市の農業政策課から関係機関との協議の場が持たれたと聞いております。また、静岡市ではヤギの放牧の実績がほとんどないため、他地区の農林事務所からも助言をもらい支援体制を整えているとのことでした。

7番 わかりました。

- 議 長 1 班班長、現地調査での申請者の印象はどうでしたか？
- 1 8 番 まだ若く、経験も豊富な方ですので、ただの新規ということではなく、経験を生かしたいという強い意志があるように感じられました。放牧地にするまでの作業は大変になると思いますが、1 班ではやる気のある方だと感じ、様々な助言を行いました。
- 議 長 他に質問のある方いらっしゃいますか？
- 1 2 番 同じく 2 番についてですが、原野や山林も合わせて売買していますが、全部の面積がどのくらいになるかわかりますか？
- 事 務 局 農地以外に山林、原野、宅地等を含む 34,987.66 m²を売買しています。議案資料に記載の売買金額はすべての土地、建物の合計金額になります。
- 1 2 番 空き家に付随して購入するとは思いますが、今回の申請地以外の山林などは、どのように使うか把握していますか？
- 事 務 局 確認していないため、申請者に確認します。山林などはおそらく最低限の管理のみになると思われます。
- 議 長 他に発言もないようですので、議案第 3 号の 6 番以外について、原案のとおり決定してもよいでしょうか。
- (異議なし)
- 議 長 議案第 3 号の 6 番以外は、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案第 3 号は全て原案のとおり決定いたしました。
- 次に、議案第 4 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 **【議案第 4 号朗読】**
- 申請は 11 ページに記載のとおり 1 件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。
- 議 長 それでは、地区審査を行いました 2 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。
- 事 務 局 2 班です。整理番号 1 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、清水区に本社を置く土木建築業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和元年 8 月に国道 1 号線高架工事による、仮設事務所等設置の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事は順調に進んでいましたが、追加工事の発注を受けたため、工事期間の延長をたく申請におよびました。工期の延長は、4 度目となります。申請地の農地区分は、第 2 種農地と判断されます。計画変更の概要

は以上です。

17番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第4号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第4号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第5号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第5号朗読】**

申請は13ページ、14ページに記載のとおり11件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号1番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成15年より耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和5年3月30日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を確認していただきました。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、平成24年3月より、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和5年3月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。整理番号3番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、平成18年より耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和5年3月30日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を確認していただきました。整理番号4番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、昭和40年より耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和5年3月30日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等

を確認していただきました。

18番 以上、職員から説明がありました4件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号5番から11番については、同一案件のため、併せて説明いたします。清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、一体が急傾斜地であり、所有者の高齢化、一部自然災害により耕作されない状態が続いたことで現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和5年3月29日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を確認していただきました。

17番 以上、職員から説明がありました7件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 2番について教えていただきたいのですが、農用地が2筆ありますが、問題ないのでしょうか？

事務局 山林・原野化が証明基準となっている際には、農用地でも非農地証明の適用ができます。

7番 5番から11番の地図を見ると右側がすでに農地ではなくなっており、今回の申請地も合わせて造成されるとのことですが、それについての説明をお願いします。

事務局 こちらについては、今回の申請地と右側の雑種地と合わせて開発行為がかかり、運送業の法人が入る予定となっているそうです。

議長 地元ではこの開発行為についてどのような反応ですか。

8番 ここは傾斜地で、10年以上前から所有者が亡くなったり、高齢化も進んでいたり、耕作されなくなり、今の状況から見てここに工場ができるというのは致し方ないと考えます。

議長 耕作されなくなったのが平成24年からなど比較的最近なものもありますが、大体何年経てば非農地証明の申請が可能になるのですか？

事務局 山林原野化においては、農地への復元が不可能であるか否かが基準となるため、特に何年との定めはありませんが、参考として、10年以上前から耕作できない状態であったかを、航空写真等を提出していただき確認をしています。

12番 4番の地図を見ると都市化が進んでおり、なぜこの辺りに非農地証明が出てくる

のだらうという場所なのですが、非農地証明を出すに至った経緯を確認したい。

事務局 地図を見ていただくと申請地の横に水路が通っているのですが、水路の幅は広く申請地側は高い擁壁となっています。そのため、申請地へは進入路がなく、市街化区域のすぐ近くにはなりますが、水路の内側の申請地一帯は、傾斜もあり山林化しています。その点を踏まえ、申請地は今後耕作することが困難と判断しました。

議長 他に発言もないようですので、議案第5号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第5号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第6号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第6号朗読】**

申出は16ページに記載のとおり3件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号1です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約60日農業に従事していました。3月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして整理番号2です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約120日農業に従事していました。こちらの生産緑地は、令和5年3月総会でご承認いただいた整理番号53の残りの1筆となります。前回案件の時3月2日に、この筆につきましても、地区担当委員と聞き取り及び現地調査行っておりますので、今回は省略させていただきます。続きまして整理番号3です。こちらの生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約120日農業に従事していました。3月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第6号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第6号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第7号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第7号朗読】**

目標案は18ページから20ページに記載のとおりでございます。内容につきまし

では、担当職員から説明いたします。

事務局

農業委員会における令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についてご説明いたします。これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会活動における「農地等の利用の最適化の推進状況」及び「その他事務の実施状況を公表する」にあたり、「令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知」に基づき、最適化活動の目標設定及びその点検・評価に取り組むこととされているため、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、総会で承認をもとめるものです。それでは18ページをご覧ください。これは静岡市農業委員会として、令和5年度の最適化活動に関する目標設定を行うにあたり、現在の状況を示したものです。

「1 農業委員会の状況」についてですが、これは、令和5年4月1日時点での、「農業委員会の現在の体制」、「農家・農地等の概要」について報告したものとなります。このページ中段以降の「農家・農地等の概要」における「総農家数」、「農業経営体数」、「基幹的農業従事者数」は、直近の農林業センサス2020における静岡市の数値から、引用してきたものとなり、「耕地面積」は、国の調査である令和4年度耕地及び作付面積統計に基づくものとなります。なお、認定農業者等の「経営体」については、令和4年度の「担い手の農地利用集積状況調査」に基づくものとなります。

次のページをご覧ください。「2 最適化活動の目標」です。ここからは、令和5年度における最適化活動の目標設定についてご説明いたします。大きく分けて、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3つに関する目標設定を行っております。成果目標の1つ目は「農地の集積」です。「①現状及び課題」ですが、管内農地面積4,250haに対して、令和4年度末時点の集積面積は1,767.3haとなり、集積率は41.6%となっております。集積に関する課題としましては、農業者の高齢化が進行する中で、規模拡大等による農地集積は思うように伸びないことから、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人の確保を行うことが急務となっております。そして、「②目標」ですが、令和5年度の目標新規集積面積は137haで目標集積率としましては、46.4%です。これは、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」における令和12年集積目標である集積率80%に合わせ設定いたしました。そして、それを最終的なゴールとして、現在の集積率を基準に、算出したものが今年度の目標集積率46.4%となります。なお、算出方法については、別紙、A4縦の資料1をご覧ください。これは、耕地面積の増減予測と

集積目標をグラフにしたものです。算出方法としては、令和12年に集積率80%となるよう、毎年必要な集積率を均等割し、設定しております。令和12年に集積率80%を達成するためには、現在41.6%の集積率に対して、令和5年から令和12年までの8年間で、毎年4.8%の割合で集積をすすめていく必要があります。そのため、令和5年度の新規集積目標面積は137haとなります。これを進めるための具体的な取り組みとしては、地域計画策定に向けた取り組み、積極的な農地中間管理事業の周知や、市補助事業の積極的な活用を行ってまいります。では、議案19ページ中段をご覧ください。遊休農地の解消についてです。「①現状」ですが、令和4年度農地利用状況調査の結果、1号遊休農地、すなわち再生利用が可能な遊休農地は、30.4haでした。そのうち緑区分、これは草刈り等で簡易に再生が可能な状態となりますが、14ha、また、黄色区分、トラクター等再生には重機を要する状態が16.4haでした。「②目標」ですが、まず、既存の緑区分遊休農地の解消に関しては、令和3年度の面積に対して、毎年5分の1ずつ遊休農地を解消することとされています。そのため、令和3年度の利用状況調査における緑区分遊休農地面積17.9haを毎年3.6haずつ解消していくこととなります。その下、黄色区分遊休農地の解消に関しては、これを解消するための工程表を定めることを目標としております。資料1の2ページをご覧ください。こちらが工程表(案)となりますが、解消方針の概要としては、農地パトロールのほか、市単事業である荒廃農地再生・集積促進事業の積極的な活用により、静岡市、静岡県農業振興公社と連携しながら毎年2.3haの解消を目標とする工程表といたしました。議案書に戻っていただき、新規発生遊休農地の解消面積ですが、前年度、すなわち令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地を、令和5年度中にすべて解消することになっているため、令和4年度緑区分新規発生面積である7.9haの解消を目標に進めてまいります。次のページをご覧ください。続いて新規参入の促進です。「①現状及び課題」ですが、過去3年の新規参入実績は記載のとおりです。今年度は、認定新規就農者が6経営体、農地所有適格法人が2経営体、一般法人新規参入が1経営体の計9経営体、9.29haの新規参入がありました。「②目標」について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割を設定することとなっているため、9.9haとしております。なお、この面積は、農地利用意向調査により、中間管理等の貸付を希望し、かつ関係機関への情報提供に同意があった農地について、これを白紙委任と考え、新規参入者への貸

付可能面積とします。以上が最適化活動に関する成果目標であり、達成すべき水準となります。

次に、その成果目標を達成するため、具体的に行う活動目標についてご説明させていただきます。まず、推進委員等が最適化活動を行う目標日数は、昨年度と同様に、1人当たりの活動日数を1カ月当たり10日といたしました。なお現時点での令和4年度実績は現時点で8回程度となっております。次に活動強化月間の設定です。まず、7月は、「遊休農地の解消」を取組項目として、利用状況調査の研修会を実施します。そして、10月～12月ですが、農地利用状況調査を終え、農地の所有者に対して、意向調査を行う時期となります。その調査内容について、推進委員にも周知を行い、農地中間管理事業等に関する問合せが、推進委員に直接あった場合は、対応していただきます。これにより、中間管理による貸借につなげていきます。最後に7月、1月です。取り組みとしては、農地の集積です。中間管理による貸借契約が満期になる方に向けて通知を送る際、この内容について、推進委員にも周知を行い、積極的な貸借を働きかけていきます。最後に、新規参入相談会への参加目標です。今年度は、令和5年9月頃に行う農地貸借の契約会時に、新規就農希望者がいた場合、担当地区の推進委員に同席していただき、営農計画書の確認等、就農に関する相談を行う予定です。以上、令和5年度最適化活動の目標となります。

本議案承認後は、静岡県農業会議の確認を受けたうえで、都道府県知事に報告し、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、インターネットを通じて公表するものとなります。ご審議をお願いします。

議長 ただいまの議案第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第7号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第7号は、原案のとおり承認いたしました。

議長 ここからは報告事項に入ります。報告第1号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第1号朗読】**

事業報告は22ページから31ページに記載のとおりでございます。内容については、副会長から概要説明をお願いいたします。

12番 議案書の22ページをご覧ください。実施概要を読み上げます。本市は、海岸から

山間地まで自然的・社会的条件の異なる広い区域において、都市部にあつては平坦な農地、中山間地域にあつては傾斜地を利用した農業が営まれており、良好な環境や景観を維持する多面的機能や、良質な農産物を提供している。しかしながら、農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害、耕作放棄地の拡大、更に消費者の求める食の多様化への対応など、様々な問題をかかえている。このため、活動においては、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規就農者の参入促進」を三本柱に、「農地等利用の最適化の推進」を強力に進めることが求められている。これを受け、令和4年度は、次のとおり実施してきた。「担い手への農地利用の集積・集約化」においては、認定農業者、新規就農者を中心に集積を進め、令和4年度末の担い手への農地集積面積は、1767.3haとなっている。「耕作放棄地の発生防止・解消」においては、遊休農地約19haを解消するとともに再生利用が困難な農地約28.7haの非農地化を実施した。「新規就農者の参入促進」においては、JAを事務局とする地域受入連絡会が、就農希望者を受け入れ、研修を実施し、独立自営就農に結び付ける事業が実施されている。令和4年度は、就農希望者3人を受入れ、清水区において40歳代の若者1名が枝豆で、葵区において30歳代の若者1名がイチゴで、葵区において40歳代の若者1名が山葵で研修を開始した。また、本市の農業が社会・経済の環境変化に対応し発展できるよう、地域農業者の意見を組み入れ、国・県・市に対し、農業関連施策の拡充等について、要望活動を実施しました。以下、事業の報告は事務局より行います。

事務局

下段の「農業委員等及び職員の構成」ですが、農業委員19人、農地利用最適化推進委員37人、事務局職員24人でした。23ページをご覧ください。「会議等の開催状況」ですが、総会運営委員会の開催状況は、毎月1回、計12回開催し、総会に提出する農地法申請の議案等を審議しました。「地区審査会の開催状況」は、ご覧のとおりです。各月ごと3班に分け、班ごとに農地法申請の事前審査ならびに現地調査を実施しました。1枚めくっていただきまして、「総会の開催状況」は、24ページ、25ページのとおりです。26ページ「各種会議開催状況」は記載のとおりです。農地最適化委員会・農政対策委員会の各専門委員会等に分かれて開催しました。「研修会・視察研修の実施状況」は、制度説明等の実施を含め、研修を12回開催しました。続きまして、27ページをご覧ください。「農政関係業務」ですが、遊休農地対策は、納税猶予農地、生産緑地、前年度の3条許可農地、利用権設定農

地等について、8月から9月にかけて現地調査を実施しました。このうち、再生可能な農地として報告のあがった489筆の所有者に対して、10月に農地利用状況ならびに意向調査を行いました。令和4年度は、農業委員の地道な活動により、304筆の遊休農地が解消されました。また、589筆28.6haについて、再生利用が困難な農地の非農地化を実施しました。「要望活動の実施状況」は、市への農業施策に関する要望を11月7日に市長あてに行いました。また、翌日に市議会正・副議長に対して、要望書の提出報告と説明を行いました。「広報活動の実施状況」は、6月と12月に広報紙を発行し、市内農家に配付しました。「農業委員及び農地利用最適化推進委員活動記録の提出状況」ですが、農業委員687枚、農地利用最適化推進委員3,765枚、報告が提出されました。活動形態別の内容等につきましては、記載のとおりです。「農業者年金受託業務の実施状況」ですが、旧制度の年金受給者数は、経営移譲年金227人、老齢年金638人、新制度の年金加入者数は62人です。「その他農政業務」は、記載のとおりです。相続税納税猶予に関する業務では、適格者証明等合計で106件発行しました。生産緑地の農業の主たる従事者証明は、合計で53件発行しました。「農地業務の内容」ですが、農地法関係事務は、ご覧のとおりです。権利の移動である3条申請に関しては、108件の許可がなされました。29ページをご覧ください。108件のうち、7件が農地所有適格法人、1件が農地法第3条第3項に係る許可でした。3条の3に係る届出件数は、相続が322件でした。農地転用件数は、届出が761件、許可が102件、全体で863件でした。併せまして、資料2-2をご覧ください。農地としての権利異動、農地の賃借の実績を、3年間で比べてみますと、ほぼ横ばいとなります。この4月に下限面積の要件が廃止されましたので、令和5年度の3条の申請内容を注視して参ります。農用地利用集積計画については令和2年度にコロナ対策による補助金申請の増加がみられました。次に転用についてみて参ります。こちら3年間の傾向はほぼ横ばい、令和4年度の特徴として、30aを超える案件が例年より多かったこととなります。転用には一時転用も含まれていて、畑地造成、残土処分後の畑地利用なども含まれた数字となっております。農地として再生困難な非農地化も比べてみます。先ほど、遊休農地の対策でも報告した、1月に実施した非農地化とあわせて、非農地証明をご覧ください。非農地証明のうち、95%は森林・原野化したものとなります。現況へ地目を正しくものでもありますし、急傾斜地の多い当市の状況から今後も減ることはないかと思われまます。30ページをご覧ください。賃貸借権の合意による解約の届出である

18条第6項に係る通知は計197件でした。国有農地と開拓財産の土地は、農林水産省所管の国有財産ですが、その管理については、農地法に基づき、県が行っており、静岡市内にある記載の68件については、調査等、市も協力して行っています。

「各種証明書交付状況」は記載のとおりで、交付証明・非農地証明等の各種証明書を167件交付しました。31ページをご覧ください。「令和4年度農地法等月別事案処理一覧表」はご覧のとおりです。こちらの資料ですが、別途資料2として同じものをお配りしておりますので、こちらはお持ち帰りいただきまして、改めてご覧いただけたらと思います。

議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。
2番 件数のみの報告ではなく、農家数や農地面積、生産量などの増減を示してもらい、これからの農業委員会の展望を考えられるような形にしてもらいたいと思う。

事務局 ご意見ありがとうございます。今年度も研修を実施予定です。農業委員会だけでは得られない情報もありますので、関係各課から得た情報を、その都度ご報告していきたいと思います。

12番 活動記録についてですが、農業委員からの提出枚数が少ないように感じます。農業委員からの活動記録の位置づけはどのようなものですか。推進委員の活動記録とは役割が違うのでしょうか。

事務局 農業委員と推進委員の提出枚数に差があることについてですが、推進委員については、現場での最適化活動の細かいものについても記録をしていただくようお願いしていますので、非常に枚数が多くなっています。そのため、従来通りの提出となっている農業委員とは差が出ているのが現状ではあります。国の最適化交付金の基礎数字になるのが推進委員の報告数になります。そういったなかで、活動記録の役割がどうなのかとなると、農業委員については総会であったり審議であったりがメインの仕事であり、推進委員には現場での最適化活動をメインでやっていただいていますので、その辺りでの枚数の差異が出るのかと思いますが、活動の見える化を図るためにも、多く提出していただくのがよろしいのではないかと思います。

議長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第2号朗読】**

通知は33ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につ

きましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号 176 番と 177 番は同一の案件です。耕作者より生産及び収穫収量が著しく劣るため、返還したいとのことで、合意解約しました。整理番号 178 番については、賃貸人の息子さんが自ら耕作するため、合意解約しました。整理番号 179 番については、中間管理事業に切り替えるため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第 2 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

次に、報告第 3 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 3 号朗読】**

届出は 35 ページから 42 ページの 75 件がございました。その内訳は、4 条の転用が 14 件、5 条の転用が 61 件で、5 条の転用の内訳としましては、所有権移転が 53 件、賃借権設定が 4 件、使用貸借による権利の設定が 4 件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 3 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。

次に、報告第 4 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 4 号朗読】**

届出は 44 ページの 1 件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 4 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。

次に、報告第 5 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 5 号朗読】**

届出は 46 ページから 48 ページの 41 件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 5 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。

次に、報告第 6 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 6 号朗読】**

申出は50ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを証明するものです。整理番号1は、3月23日に最適化推進委員と現地確認を行いました。以上1件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

次に、報告第7号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第7号朗読】**

人事異動等の内容につきましては、52ページに記載のとおりです。

議長 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第1回総会を閉会いたします。